

北海道・東北の地方銀行及び第二地方銀行による住宅ローンの不正利用防止に向けた「情報交換に関する協定書」の締結について

株式会社七十七銀行（頭取 小林 英文）は、住宅ローンの不正利用を防止し、お客さまの利益を保護するため、北海道及び東北6県の地方銀行及び第二地方銀行と「情報交換に関する協定書」を締結しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 協定の概要

近年、住宅ローンの利用にあたり、お客さまご自身がお住まいになる住宅の購入ではなく、投資用物件の購入や住宅取得価格の水増し等の不正利用を促す不動産事業者（以下「不正業者」）の主導により、お客さまが意図せず、住宅ローンの不正利用に巻き込まれるケースが発生しています。

当行は、北海道及び東北6県の地方銀行及び第二地方銀行と本協定を締結し、不正業者に関する情報の交換を行うことにより、お客さまが住宅ローンの不正利用に巻き込まれることを防止し、お客さまの利益の保護に努めてまいります。

2. 協定締結日

2025年3月28日（金）

3. 協定締結金融機関一覧

株式会社北海道銀行	株式会社秋田銀行
株式会社北洋銀行	株式会社北都銀行
株式会社青森みちのく銀行	株式会社荘内銀行
株式会社岩手銀行	株式会社山形銀行
株式会社東北銀行	株式会社きらやか銀行
株式会社北日本銀行	株式会社東邦銀行
株式会社七十七銀行	株式会社福島銀行
株式会社仙台銀行	株式会社大東銀行

注．都道府県コード、金融機関コード順

以 上

